

宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、管理不全空家等に対する措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、町の区域に所在するものをいう。
- (2) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。

(緊急安全措置等)

第3条 町長は、災害その他非常の場合であって、管理不全空家等が保安上危険な状態にあると認められるときは、規則で定める緊急安全措置（修繕、立木等の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために緊急にとる必要がある措置をいう。）を自ら講ずることができる。

2 町長は、管理不全空家等の周辺における防災、衛生、景観等に関する生活環境への支障を除去し、又は軽減することができると思われるときは、規則で定める軽微な措置（門扉等の閉鎖、敷地外に出た物件の移動その他周辺的生活環境に与える悪影響の軽減を図る措置をいう。）を自ら講ずることができる。

3 第1項又は前項の措置は、次の各号のいずれかに該当するときに講ずることができる。

- (1) 管理不全空家等の所有者等を確知することができないとき。
- (2) 管理不全空家等の所有者等の所在が判明しないとき。
- (3) 管理不全空家等の所有者等が必要な措置を行ういとまがないとき。
- (4) 法第13条第1項の規定による指導又は同条第2項の規定による勧告に管理不全空家等の所有者等が応じないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

4 町長は、第1項又は第2項に規定する措置を講じようとするときは、管理不全空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、前項第1号の事由その他のやむを得ない事由により同意が得られないときは、この限りでない。

5 町長は、第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかにその内容を当該管理不全空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、第3項第1号の事由その他のやむを得ない事由により通知することができないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

(費用の請求)

第4条 町長は、前条第1項又は第2項の措置に係る費用を支出したときは、当該管理不全空家等の所有者等にその費用を請求することができる。

(立入調査等)

第5条 町長は、措置の実施のために必要な限度において、職員又は委任した者に管理不全空家等に立ち入って、調査をさせることができる。

2 町長は、前項の規定により職員又は委任した者を管理不全空家等に立ち入らせようとするときは、速やかに管理不全空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、第3条第3項第1号の事由その他のやむを得ない事由により当該所有者等に対し通知することができないときは、この限りでない。

3 第1項の規定により、管理不全空家等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協力の要請)

第6条 町長は、管理不全空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(特定空家等に対する措置等の特例)

第7条 町長は、第3条第2項から前条までの規定は、法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）について準用する。この場合において、「管理不全空家等」とあるのは、「特定空家等」と読み替えるものとする。ただし、第3条第3項第4号については、「法第22条第1項の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令に特定空家等の所有者等が応じないとき。」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次条に定める規定は、公布の日から施行する。

(宮代町空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 宮代町空家等対策協議会条例（令和5年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第13条第1項に規定する管理不全空家等の認定及び管理不全空家等に対する措置の方針に関する事項

第3条第2項中「第7条」を「第8条」に改める。